

# 第1編 総則

## 第1節 防災業務計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第39条第1項、「大規模地震対策特別措置法」(昭和53年法律第73号)第6条第1項、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)第5条第1項及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)第6条第1項の規定に基づき日本電信電話株式会社(以下「持株会社」という。)、東日本電信電話株式会社(以下「東地域会社」という。)、西日本電信電話株式会社(以下「西地域会社」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「長距離会社」という。)、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

## 第2節 防災業務計画の基本方針

持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、電気通信事業の公共性に鑑み、国の防災基本計画に協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- (1) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保する
- (4) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

## 第3節 防災業務計画の運用

### 1. 他の計画等との関連

この計画は、「災害対策基本法」、「電気通信事業法」(昭和59年法律86号)、「大規模地震対策特別措置法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

### 2. 防災業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときは、持株会社が調整、取りまとめを行い、これを修正する。

## 第4節 定義

1. 一般防災業務計画 「災害対策基本法」第39条第1項に定めるものをいう。
2. 東海地震防災強化計画 「大規模地震対策特別措置法」第6条に定めるものをいう。
3. 南海トラフ地震防災対策推進計画 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条に定めるものをいう。

4. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画  
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第6条に定めるものをいう。
5. 地震防災対策強化地域 「大規模地震対策特別措置法」第2条第4号に定めるものをいう。
6. 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域  
「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条及び第10条に定めるものをいう。
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域  
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条に定めるものをいう。
8. 警戒宣言 「大規模地震対策特別措置法」第2条第13号に定めるものをいう。
9. 災害 「災害対策基本法」第2条第1号に定めるものをいう。
10. 防災 「災害対策基本法」第2条第2号に定めるものをいう。
11. 重要通信 「電気通信事業法」第8条第1項に定める事項を内容とする通信をいう。
12. 災害応急対策 「災害対策基本法」第50条1項に定める事項を内容とする対策をいう。